

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇規則

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例により改定すべき恩給の改定手続等に関する規則
昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する法律により改定すべき恩給の改定手続等に関する規則
鳥取県行政組織規程の一部改正

◇告示

炭素予防注射等の実施
種畜証明書の返納
土地改良事業計画認可
土地改良区設立認可

◇教委告示

土地改良区定款変更認可
土地改良事業計画認可
土地改良事業認可
土地改良事業計画の縦覧
臨時教育委員会の招集

規則

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例により改定すべき恩給の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第六十八号

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例により改定すべき恩給の改定手続等に関する規則

（目的）

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十五号以下「条例」という。）の規定により改定すべき退隠料または遺族扶助料（以下「改定すべき恩給」という。）の改定手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行および交付)

第二条 条例第一条の規定により改定すべき恩給は、権利者の請求を待たずに改定しその改定年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書は、当庁において、それぞれ従前の証書と引き換えに交付するものとする。

(雑則)

第三条 条例第一条の規定により改定すべき恩給の改定手続について、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等恩給条例施行規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）を準用する。

(従前の規定により改定された証書の発行および交付)

第四条 廃止前の鳥取県吏員等恩給条例臨時特例の一部を改正する条例（昭和二十八年十二月鳥取県条例第五十六号）附則第六条の規定により改定された証書は、権利者の請求を待たずに新証書を発行する。

2 前項に規定する新証書の交付については、第二条第二項の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、交付の日から施行する。

2 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する条例に規定する県吏員恩給の改定に関する手続（昭和二十八年三月鳥取県規則第二十二号）は、廃止する。

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律により改定すべき恩給の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第六十九号

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律により改定すべき恩給の改定手続等に関する規則

(目的)

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じ

た恩給等の年額の改定に関する法律（昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。）の規定により改定すべき普通恩給または扶助料（以下「改定すべき恩給」という。）であつて、鳥取県知事が裁定するものの改定手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行および交付)

第二条 法第一条の規定により改定すべき恩給であつて昭和三十一年九月三十日以前に裁定されたものについては、権利者の請求を待たずに改定しその改定年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書は、当庁においてそれぞれ従前の証書と引き換えに交付するものとする。

第三条 法第一条の規定により改定すべき恩給であつて、昭和三十一年十月一日以後裁定するものについては、その改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 法第一条の規定により改定すべき恩給の改定手続について、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県恩給給与細則（昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号）を準用する。

(昭和二十八年十二月鳥取県規則第九十条第七条第一項の規定による証書の発行および交付)

第五条 恩給法の一部を改正する法律附則第八条並びに昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則（昭和二十八年十二月鳥取県規則第九十号）第七条第一項に規定する新証書は、同規則第九条の規定にかかわらず権利者の請求を待たずに発行する。

2 前項に規定する新証書の交付については、第二条第二項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次第五章に第十節として次のように加え、第十節中「（第八十四条の二―第八十四条の五）」を「（第八十四条の五―第八十四条の八）」に改め、同節を第十一節とし、以下第十三節まで順次繰り下げる。

第十節 繭検定所（第八十四条の二―第八十四条の四）
目次第五章に第十五節として次のように加え、第十四節中「（第八十七条の七―第八十七条の十）」を「（第八十七条の九―第八十七条の十二）」に改め、同節を第十六節とし、以下順次二節ずつ繰り下げる。

第十五節 地区農業普及事務所（第八十七条の七―第

八十七条の八）

第三条第二号中「法第五百八条第五項」を「法第五百八条第六項」に改め、同条第四号中「法第五百八条第五項」を「法第五百八条第六項」に改める。

第八条総務課に第十八号として次の一号を加え、「第十八号」を「第十九号」とし、以下順次繰り下げる。

十八 解散団体に關すること。

第八条地方課中第九号を削り、「第十号」を「第九号」とし、「第十一号」を「第十号」とする。

第十二条農業改良課第十四号中「及び農業講習所」を「農業講習所及び地区農業普及事務所」に改める。

第二十一条第二項中「法第五百八条第五項」を「法第五百八条第六項」に改め、「鳥取県繭検定所」を削る。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 削除

第五十七条の表中農政課鳥取県農業共済保険審査会の次に、次のように鳥取県農山漁村振興審議會を加える。

鳥取県農山漁村振興対策審議會

鳥取県農山漁村振興対策審議會設置條例第二条の規定による新農山漁村建設総合対策要綱に基く農林漁業地域の指定、振興計画の承認その他農山漁村振興計画の樹立及び実施に關し必要な事項の調査審議答申に關する事務

第五十七條の表中管理課建設業法第二十四条第三十三條第一項及び第三十四條第一項の規定による建設工事の請負契約の紛争の解決のあつた、建設業の改善に關する重要事項の調査審議及び建設業に關する事項についての關係官庁に対する建議に關する事務

「鳥取県建設業審議會」

建設業法第二十五条の規定による建設工事の請負契約に關する紛争の解決に關する事務

「鳥取県建設工事紛争審査会」

建設業法第二十五条の規定による建設工事の請負契約に關する紛争の解決に關する事務

に改める。

第五十八條第一項中「家畜保健衛生所」の次に「繭検

定所」を加え、同条第二項中「法第五百八条第五項」を「法第五百八条第六項」に改め、「鳥取県農産物門司あつた、事務所」の次に「地区農業普及事務所」を加える。

第八十三条中「春日村、」を削る。

第五章に第十節として次の一節を加え、第十節を第十一節とし、以下第十三節まで順次繰り下げる。

第十節 繭検定所

（繭検定所の設置）

第八十四条の二 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）第十五条の規定に基き、繭の品位の検定に關する事務を行うため、繭検定所を設置する。

（繭検定所の名称、位置及び管轄区域）

第八十四条の三 繭検定所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県繭検定所	米子市	鳥取県一円

（繭検定所の内部組織及び所掌事務）

第八十四条の四 繭検定所に庶務係及び業務係を置く。

2 繭検定所においては、次の業務を行う。

- 一 繭の検定及び鑑定に関すること
- 二 繭の検定及び鑑定の方法並びに格付の研究調査に関すること

- 三 蚕品種と生糸品位の關係の研究調査に関すること
- 四 大量繰糸試験に関すること

第八十四条の二を第八十四条の五とし、以下第八十四条の五まで順次三条ずつ繰り下げる。

第五章に第十五節として次の一節を加え、第十四節を第十六節とし、以下順次二節ずつ繰り下げる。

第十五節 地区農業普及事務所

(地区農業普及事務所の設置)

名	称	位	置
岩美東部地区農業普及事務所		岩美郡岩美町	
岩美西部		岩美郡宇倍野村	
鳥取東部		鳥取市	
鳥取西部			

第八十七条の七 地区農業普及事務所は、能率的な農法の

の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善に資し、農業経営の安定を図ることににより農業振興に寄与するため、次の業務を行う機関とする。

- 一 農業経営の改善及び技術の指導に関すること
- 二 農民生活改善の指導に関すること
- 三 農村青少年の育成指導に関すること
- 四 その他農業振興のための指導に関すること

(地区農業普及事務所の名称、位置及び管轄区域)

第八十七条の八 地区農業普及事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

管	轄	区	域
岩美郡のうち岩美町、福部村			
岩美郡のうち宇倍野村、大成村、津ノ井村			
鳥取市のうち稲葉、面影、米里、湖山、末恒、美保、倉田、中ノ郷、富桑			
鳥取市のうち賀露、千代水、大正、東郷、明治、豊実、			

八頭東部	八頭郡丹比村
八頭西部	用瀬町
八頭中部	郡家町
八頭南部	智頭町
気高	気高郡気高町
東伯東部	倉吉市
東伯中部	東伯郡由良町
東伯西部	赤碕町
東伯南部	三朝町
倉吉北部	倉吉市
倉吉南部	
西伯東部	西伯郡名和町
西伯中部	淀江町
西伯西部	大高村
西伯南部	西伯町
境港	境港市

松保、吉岡、大郷、大和、神戸、美穂旧市内	
八頭郡のうち若桜町、丹比村、八頭村	
八頭郡のうち用瀬町、河原町、佐治村	
八頭郡のうち上私都村、中私都村、郡家町、船岡町	
八頭郡のうち智頭町	
気高郡全域	
東伯郡のうち泊村、東郷町、羽合町	
東伯郡のうち北条町、由良町、大栄町	
東伯郡のうち東伯町、赤碕町、中山村	
東伯郡のうち三朝町	
倉吉市のうち上井、西郷、上北条灘手、社、旧市内	
倉吉市のうち高城、北谷、上小鴨、小鴨、東伯郡のうち関金町	
西伯郡のうち逢坂村、名和町	
西伯郡のうち大山町、淀江町	
西伯郡のうち岸本町、大高村、日吉津村、米子市のうち春日、	
西伯郡のうち西伯町、会見町	
境港市、米子市のうち富益、夜見、和田、大篠津、崎	

米子

米子市

日野北部

日野郡根雨町

日野南部

伯南町

第八十七条の七を第八十七条の九とし、以下第八十七条の十まで順次二条ずつ繰り下げる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和二十九年九月鳥取県告示第四百五十二号（農業及び生活改良普及員の駐在地区等）は、廃止する。

告 示

鳥取県告示第四百八十号

次のように炭素予防注射及び結核病、ブルセラ、馬伝染性貧血の検査、肝てつ検査並びに駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛、馬の所有者に対して予防注射、検査をうけることを命ずる。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 炭素、結核病、ブルセラ病、馬伝染性貧血、肝てつの予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

炭素予防注射 牛、馬ただし生後三箇月以内、内晩前後一箇月以内のものを除

津、彦名

米子市のうち成美、五千石、尙徳、巖、旧市内

日野郡のうち溝口町、江府町、根雨町

日野郡のうち伯南町、高宮村、黒坂町、福栄村、石見村、多里村

結核病、ブルセラ病検査——搾乳の用に供し、

又は供する目的で飼育している雌牛、及びこれらの牛の同一施設内で飼育している牛、但し生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

馬伝染性貧血検査——馬

肝てつ検査及び駆除——牛ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

炭素予防注射——炭素第二予防液皮内注射

結核病検査——ツベルクリン皮内注射反応

検査

ブルセラ病検査——ブルセラ急速凝集反応及

び試験管法

別表

（炭素予防注射）

馬伝染性貧血検査——臨床検査、赤血球数検査、担鉄細胞検査

肝てつ検査——皮内注射反応検査、虫卵検査
肝てつ駆除——ヘキサクロロエタン製剤投与

実施月日	実 施 区 域	実施場所
十月二二日	東伯郡東伯町（旧古布庄村）	同上
" 二五日	"	（旧下郷村） （旧上郷村）
" 二七日	"	（旧浦安町） （旧八橋町）
" 二九日	"	赤碕町（旧以西村）
" 三一日	"	北条町（旧中北条町）
" 十一月一日	"	中山村（旧上中山村）
" 二日	"	赤碕町（旧赤碕町）
" 五日	"	北条町（旧下北条町）
" 七日	"	赤碕町（旧成美村） （旧安田村）

〃 八日 〃 中山村(旧下中山村) 〃
(結核病、ブルセラ病、肝てつ検査駆除)

実施月日

実施区域

実施場所

十月二日 十月二五日 鳥取市 同上
〃 〃 〃 〃
〃 二三日 〃 二六日 鳥取市 〃
〃 二四日 〃 二七日 〃

鳥取県告示第四百八十一号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書 番号	名号	品種	申請理由	飼養者住所氏名
昭三一 鳥地第十二号	伯広	黒毛 和種	福島県に 売却のため	鳥取県東伯郡三朝 町 布広 恒吉

鳥取県告示第四百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第二項において準用する第十条第一項の規定により、由良町桜池土地改良区の新たに行おうとする土地改良事業計画について、昭和三十一年十月五日認可した。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百八十三号

日野郡江府町大字御机、岡照雄ほか十四人の者から申請のあつた御机土地改良区の設立について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、昭和三十一年十月五日認可した。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百八十四号

東伯郡由良町大字妻波、坂本和章ほか十五人の者から申

請のあつた池田土地改良区の設立について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、昭和三十一年十月五日認可した。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、羽合土地改良区の定款変更について、昭和三十一年十月十一日認可した。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、北条川土地改良区の新たに行おうとする土地改良事業計画について、昭和三十一年十月五日認可した。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項において準用する第十条第一項の規定により、東伯郡赤碕町の行う土地改良事業について、昭和三十一年十月五日認可した。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、泊村石脇土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該事業計画につき詳細な審査を行つた結果適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県知事 遠

藤

茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

一 縦覧の期間

昭和三十一年十月十七日から同年十一月五日まで

三 縦覧の場所

東伯郡泊村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十八号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年十月十六日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

一日 時 昭和三十一年十月十九日午前十一時

一 場 所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議 題 1 市町村教育委員会教育長の承認につい

て

2 その他（事務局各課の事業内容説明）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 公 報 所
刷 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 公 報 所